議案第　１１　号

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例を次のように定める。

平成３１年３月１日提出

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第　　号

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、市内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　太陽光発電設備　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第３項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。

⑵　設置事業　太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）をいう。

⑶　発電事業　太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。

⑷　事業者　設置事業又は発電事業を行う者をいう。

⑸　事業区域　設置事業又は発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に当該設置事業又は当該発電事業を行う土地を含む。）をいう。

⑹　地域住民　事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民をいう。

⑺　近隣関係者　事業区域の境界から５０メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めなければならない。

（適用範囲）

第５条　この条例の規定は、発電出力が３０キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

（抑制区域）

第６条　市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定するものとする。

２　市長は、抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請するものとする。

（設置事業の周知等）

第７条　事業者は、次条第１項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

２　事業者は、前項の周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

３　事業者は、設置事業に着手しようとする日の６０日前から当該設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

（届出及び協議）

第８条　事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の６０日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければならない。

⑴　事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の

氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）

⑵　設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

⑶　事業区域の所在、地番、地目及び面積

⑷　設置事業及び発電事業の内容

⑸　その他市長が必要と認める事項

２　事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（協議終了の通知）

第９条　市長は、前条第１項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

２　市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

３　事業者は、第１項の通知を受けるまでは、設置事業に着手してはならない。

（事業の着手等の届出）

第１０条　事業者は、設置事業の着手、完了、中止若しくは再開又は発電事業の開始若しくは終了をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（事業に関する遵守事項）

第１１条　事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

２　事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

（事業の完了又は終了の確認）

第１２条　市長は、第１０条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第１３条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言、指導及び勧告）

第１４条　市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

２　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

⑴　第８条第１項又は第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

⑵　正当な理由がなく第９条第１項の規定による協議が終了した旨の通知を受ける前に事業に着手したとき。

⑶　前条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

⑷　前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

（公表）

第１５条　市長は、前条第２項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第７条、第８条、第９条、第１０条（設置事業に係る部分に限る。）及び第１１条第１項（設置事業に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行前にされた特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第２条第５項に規定する特定契約をいう。）の申込みに係る太陽光発電設備に係る設置事業については、適用しない。

3　この条例の規定は、この条例の施行前に開始された発電事業については、適用しない。

提案理由

太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関して、事業者に対し遵守事項を義務付けることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的に制定しようとするものである。

議案第　１２　号

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３１年３月１日提出

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第　　号

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和５２年野田市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「その事情」を「その他の事情」に改める。

第１３条第２項中「そのうち」を「、そのうち」に、「かっこ書」を「括弧書」に改める。

第１４条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「３パーセント」を「３パーセント以内で市長が別に定める利率」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第１４条に次の１項を加える。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

第１５条第１項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第３項中「、保証人」を削り、「第１２条」を「第１１条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第１４条及び第１５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに関する規定を整備するとともに、用字用語の整備をしようとするものである。

参考資料

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年野田市条例第37号）

改　正　案	現　行
（災害弔慰金を支給する遺族） 第４条　（略） ２　（略） ３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給する。 ４　（略） （災害援護資金の限度額等） 第13条　（略） ２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち３年（令第７条第２項括弧書で定める場合は５年）とする。 （保証人及び利率） 第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 ２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で市長が別に定める利率とする。 ３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。 （償還等） 第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 ２　（略） ３　償還の全部又は一部免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項及び令第８条から第11条までの規定によるものとする。	（災害弔慰金を支給する遺族） 第４条　（略） ２　（略） ３　遺族が遠隔地にある場合その事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給する。 ４　（略） （災害援護資金の限度額等） 第13条　（略） ２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項かっこ書で定める場合は５年）とする。 （利率） 第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。 （償還等） 第15条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。 ２　（略） ３　償還の全部又は一部免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項及び令第８条から第12条までの規定によるものとする。

議案第　１３　号

野田市心身障がい者結婚祝金支給条例を廃止する条例の制定について

野田市心身障がい者結婚祝金支給条例を廃止する条例を次のように定める。

平成３１年３月１日提出

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第　　号

野田市心身障がい者結婚祝金支給条例を廃止する条例

野田市心身障がい者結婚祝金支給条例（昭和４７年野田市条例第１０号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際この条例による廃止前の野田市心身障がい者結婚祝金支給条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定により結婚祝金の支給を受けた者については、廃止前の条例第６条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

提案理由

障がいのある人に対する支援は、現金給付からサービス給付へ移行し、障害福祉サービスの充実が図られてきたことに伴い、結婚祝金支給の役割は終えたことから条例を廃止しようとするものである。

議案第　１４　号

野田市生涯学習審議会条例の制定について

野田市生涯学習審議会条例を次のように定める。

平成３１年３月１日提出

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第　　号

野田市生涯学習審議会条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、野田市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

⑴　公民館における各種の事業の企画及び実施に関すること。

⑵　生涯学習の推進に関すること（社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１３条の規定による社会教育に係る補助金の交付に関することを含む。）。

（組織）

第３条　審議会は、委員２０人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学校教育の関係者

⑵　社会教育の関係者

⑶　家庭教育の向上に資する活動を行う者

⑷　学識経験のある者

⑸　公民館長が推薦する者

⑹　公募に応じた市民

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年７月１日から施行する。

（野田市社会教育委員の設置に関する条例の廃止）

２　野田市社会教育委員の設置に関する条例（昭和４８年野田市条例第１３号）は、廃止する。

（野田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

３　野田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和４９年野田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（設置）

第１条　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第２４条の規定に基づき、公民館を設置する。

第２条の見出し中「設置、」を削り、同条中「野田市は、公民館を設置し、その」を「公民館の」に改める。

第４条から第６条までを削り、第７条を第４条とする。

（野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和６３年

野田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１社会教育委員の項を削る。

（野田市男女共同参画審議会条例の一部改正）

５　野田市男女共同参画審議会条例（平成１６年野田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号を次のように改める。

⑵　野田市生涯学習審議会を代表する者

提案理由

社会教育及び生涯学習に係る審議等を行う野田市社会教育委員及び野田市公民館運営審議会を統合し、新たに野田市生涯学習審議会を設置するとともに、関係条例の規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市生涯学習審議会条例附則第3項から第5項までの規定による関係条例の一部改正案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第4号）（附則第3項関係）

改　正　案	現　行
（設置） 第1条　社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、公民館を設置する。	（目的） 第1条　この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、野田市公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
（名称及び位置） 第2条　公民館の名称及び位置は、別表のとおりとする。	（設置、名称及び位置） 第2条　野田市は、公民館を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。
（削る。）	（公民館運営審議会） 第4条　法第29条第1項の規定により、別表に掲げる公民館に共通の野田市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（削る。）	（審議会の組織及び委員） 第5条　審議会は、委員25人以内で組織する。 2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1)　学校教育の関係者 (2)　社会教育の関係者 (3)　家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4)　学識経験のある者 (5)　公募に応じた市民 3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4　委員は、再任されることができる。
（削る。）	（委員の解嘱） 第6条　教育委員会は、特別の事情が生じた場合には、委員の任期中であっても、委嘱を解くことができる。
第4条　（略）	第7条　（略）

○　野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）（附則第4項関係）

改　正　案	現　行
別表第1（第2条第1項）	別表第1（第2条第1項）
区分 ／ 報酬額	区分 ／ 報酬額
（略）	（略）
（削る。）	社会教育委員 ／ 日額　6,500円
（略）	（略）

備考　（略）	備考　（略）

○　野田市男女共同参画審議会条例（平成16年野田市条例第26号）（附則第5項関係）

改　正　案	現　行
（組織） 第３条　（略） ２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)　（略） (2)　野田市生涯学習審議会を代表する者 (3)～(6)　（略）	（組織） 第３条　（略） ２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)　（略） (2)　社会教育委員 (3)～(6)　（略）

議案第　１５　号

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３１年３月１日提出

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第　　号

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和４９年野田市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表第１大ホール（休日）の項の次に次のように加える。

１階ロビー、２階ロビー及び階段（平日）	6,870円	13,750円	17,680円	36,350円
１階ロビー、２階ロビー及び階段（休日）	7,860円	17,680円	23,580円	47,170円
１階ロビー（平日）	5,150円	10,310円	13,260円	27,260円
１階ロビー（休日）	5,890円	13,260円	17,680円	35,370円

別表第１の備考の４中「基本利用料には、」の次に「１階ロビー、２階ロビー及び階段並びに」を加える。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

会館基本利用料にロビー等の貸出しに関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第36号）

改　正　案

別表第1（第8条第3項）

会館基本利用料

時間区分／利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
（略）				
大ホール（休日）	（略）			
1階ロビー、2階ロビー及び階段（平日）	6,870円	13,750円	17,680円	36,350円
1階ロビー、2階ロビー及び階段（休日）	7,860円	17,680円	23,580円	47,170円
1階ロビー（平日）	5,150円	10,310円	13,260円	27,260円
1階ロビー（休日）	5,890円	13,260円	17,680円	35,370円
（略）				

備考

1～3　（略）

4　大ホールの基本利用料には、1階ロビー、2階ロビー及び階段並びにボーダーライト1列の利用料を含むものとする。

5～8　（略）

現　行

別表第1（第8条第3項）

会館基本利用料

時間区分／利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
（略）				
大ホール（休日）	（略）			
（略）				

備考

1～3　（略）

4　大ホールの基本利用料には、ボーダーライト1列の利用料を含むものとする。

5～8　（略）

議案第　１６　号

野田市青少年センター設置及び管理に関する条例及び野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

野田市青少年センター設置及び管理に関する条例及び野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３１年３月１日提出

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第　　号

野田市青少年センター設置及び管理に関する条例及び野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

（野田市青少年センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　野田市青少年センター設置及び管理に関する条例（昭和５８年野田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条本文中「、青少年センター」を「青少年センター」に、「のできるもの」を「ができる団体」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第４条第１項中「、青少年センター」を「青少年センター」に、「もの」を「団体」に改め、同条第２項中「前項の許可をする場合において、教育委員会は」を「教育委員会は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、」に改める。

第５条の見出し中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「前条の使用許可」を「前条第１項の許可」に、「取消し」を「取り消し」に改める。

第６条第１項中「及び設備等」を「を破損し、又は設備等」に、「又は紛失」を「若しくは紛失」に、「又はその損害」を「、又はその損害」に改め、同条第２項中「認めた」を「認める」に改める。

第７条を削る。

第８条第３項を次のように改める。

３　補導員の任期は、２年とする。ただし、補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

第８条に次の１項を加える。

４　補導員は、再任されることができる。

第８条を第７条とする。

第９条中「実施」を「施行」に、「、必要な」を「必要な」に、「教育委員会規則で」を「、教育委員会が」に改め、同条を第８条とする。

（野田市青少年問題協議会設置条例の一部改正）

第２条　野田市青少年問題協議会設置条例（平成元年野田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「この条例は、」を削る。

第２条各号列記以外の部分を次のように改める。

協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

第２条第３号中「その区域」を「本市の区域内」に改め、同条に次の１号を加える。

⑷　野田市青少年センター設置及び管理に関する条例（昭和５８年野田市条例第１号）第１条に規定する野田市青少年センターの適切かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。

第４条第１項中「２年」を「、２年」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

野田市青少年センター運営審議会を野田市青少年問題協議会に統合するため、関係条例の規定を整備し、併せて用字用語の整備をしようとするものである。

参考資料

野田市青少年センター設置及び管理に関する条例及び野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市青少年センター設置及び管理に関する条例（昭和58年野田市条例第1号）（第1条関係）

改　正　案	現　行
（使用者の範囲） 第３条　前条第６号の規定により青少年センターを使用することができる団体は、本市に所在する青少年団体及び青少年を健全に育成することを目的とする団体とする。ただし、青少年センターの運営に支障がないと教育委員会が認めるときは、この限りでない。	（使用者の範囲） 第３条　前条第６号の規定により、青少年センターを使用することのできるものは、本市に所在する青少年団体及び青少年を健全に育成することを目的とする団体とする。ただし、青少年センターの運営に支障がないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。
（使用の許可） 第４条　第２条第６号の規定により青少年センターを使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。 ２　教育委員会は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、青少年センターの管理運営上必要な条件を付することができる。	（使用の許可） 第４条　第２条第６号の規定により、青少年センターを使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。 ２　前項の許可をする場合において、教育委員会は青少年センターの管理運営上必要な条件を付することができる。
（使用の許可の制限等） 第５条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可を取り消し、又は許可しないことができる。 (1)～(3)　（略）	（使用許可の制限等） 第５条　教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、前条の使用許可を取消し、又は許可しないことができる。 (1)～(3)　（略）
（損害賠償） 第６条　使用者は、使用中故意又は過失により、施設を破損し、又は設備等を破損若しくは紛失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 ２　前項の損害が過失によるもので、その原因が不可抗力又はやむを得ない事情によると教育委員会が認めるときは、その損害の額の全部又は一部を免除することができる。	（損害賠償） 第６条　使用者は、使用中故意又は過失により、施設及び設備等を破損又は紛失したときは、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。 ２　前項の損害が過失によるもので、その原因が不可抗力又はやむを得ない事情によると教育委員会が認めたときは、その損害の額の全部又は一部を免除することができる。
（削る。）	（運営審議会） 第７条　青少年センターの適正かつ円滑な運営を図るため、野田市青少年センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 ２　審議会は、委員15人以内で組織する。 ３　委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1)　青少年関係団体の代表者 (2)　青少年関係行政機関の代表者 (3)　学識経験者 (4)　公募に応じた市民 ４　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

	ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（青少年補導員） 第７条　（略） ２　（略） ３　補導員の任期は、２年とする。ただし、補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。 ４　補導員は、再任されることができる。	（青少年補導員） 第８条　（略） ２　（略） ３　補導員の任期については、前条第３項の規定を準用する。
（委任） 第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。	（委任） 第９条　この条例の実施に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

○　野田市青少年問題協議会設置条例（平成元年野田市条例第9号）（第2条関係）

改　正　案	現　行
（設置） 第１条　地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第１条の規定に基づき、野田市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	（設置） 第１条　この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第１条の規定に基づき、野田市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事務） 第２条　協議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　前２号に規定する事項に関し、市長及び本市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。 (4)　野田市青少年センター設置及び管理に関する条例（昭和58年野田市条例第１号）第１条に規定する野田市青少年センターの適切かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。	（所掌事務） 第２条　協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。 (1)・(2)　（略） (3)　前２号に規定する事項に関し、市長及びその区域にある関係行政機関に対し、意見を述べること。
（任期） 第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２・３　（略）	（任期） 第４条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２・３　（略）